

諮問庁：経済産業大臣

諮問日：平成27年3月11日（平成27年（行情）諮問第102号）

答申日：平成28年11月1日（平成28年度（行情）答申第491号）

事件名：特定の研究開発に関して特定会社等から北海道経済産業局に提出された文書等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる16文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成26年10月14日付け20140812公開北海第3号により北海道経済産業局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

開示された資料の一部で、作成日時等が不開示とされたが、法5条1号及び2号イにも該当しないので、具体的なおその説明できない部分は全て開示しなければならない。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 事案の概要

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象文書を別紙1のとおり特定し、平成26年10月14日付けで一部開示とする原処分を行った。

#### 2 原処分及びその理由

処分庁は、本件対象文書のうち、別紙2の表に掲げる法5条1号及び2号イに該当する部分を除いて開示する旨の原処分を行った。

#### 3 審査請求人の主張についての検討

##### （1）法5条1号の該当部分について

審査請求人は、当該不開示部分について、具体的なおそのない部分は全て開示しなければならないと主張しているが、原処分で法5条1号に該当するとして不開示とした別紙2の①の部分については、公表されていない個人の氏名、役職、連絡先、学位、経歴、研究者番号、個人の

給与、労務費に関する情報、個人の印影については個人に関する情報であり、当該情報に含まれる内容により特定の個人を識別することができるものであることから、法5条1号に該当すると判断した原処分は妥当である。

(2) 法5条2号イの該当部分について

審査請求人は、当該不開示部分について、具体的なおそれのない部分は全て開示しなければならないと主張しているため、原処分が法5条2号イに該当するとして不開示としたそれぞれの部分について検討する。

ア 別紙2の②は、法人に関する情報であるが、認証的機能を有するものであり、公にすることにより、偽造されるおそれがある等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当すると判断した原処分は妥当である。

イ 別紙2の③は、法人に関する情報であるが、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報であって、当該法人が多大なコストをかけて作成した技術・ノウハウを含むものであり、公にすることにより競合他社等に容易に模倣され得る等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当すると判断した原処分は妥当である。

ウ 別紙2の④は、法人に関する情報であるが、公にされ、又は公にすることが予定されていない内部管理情報であって公にすることにより、当該法人の財務状況や経営方針等が一般に把握され、市場における評価に不当に影響を及ぼし、ひいては資金調達に支障を来す等当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当すると判断した原処分は妥当である。

エ 別紙2の⑤は、法人に関する情報であるが、一般に入手できるものでなく、公にすることにより、口座番号等の流出による不正な引出し等の犯罪を誘発する等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当すると判断した原処分は妥当である。

オ 別紙2の⑥は、公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであり、法5条2号イに該当すると判断した原処分は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については何ら理由がなく、原処分の正当性を覆すものではない。

したがって、本件審査請求については、棄却することとしたい。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成27年3月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 平成28年9月30日 委員の交代に伴う所要の手続の実施，本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年10月28日 審議

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、「平成25年度特定事業に関し、事業管理機関及び総括研究代表者から提出された文書一切並びにその採択から平成26年度の同事業の委託契約が締結に至らなかった経緯に関する文書一切」の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、法5条1号及び2号イによりその一部を不開示とする原処分を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、不開示情報該当性について検討する。

### 2 不開示情報該当性について

- (1) 平成25年度特定事業は、経済産業省の「ものづくり中小企業連携支援事業（戦略的技術高度化支援事業）」に採択され、北海道経済産業局と事業管理機関であるA社との間で、完了期限を平成26年3月31日とする業務委託契約が締結された。

同事業の総括研究代表者はB社代表取締役であり、研究実施機関は、B社、C大学及びD社であった。

文書1によれば、当初の計画実施期間は平成28年3月31日までであったが、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、平成26年度以降の契約は締結されていないとのことであった。

- (2) 別紙2の①には、A社、B社、C大学及びD社の担当者氏名及び連絡先、労務費の積算基礎、D社監査役氏名等が記載されている。

当該部分のうち、別紙3の番号1に掲げる部分を除く部分については、法5条1号の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの又は公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、同号ただし書イないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分である役職及び氏名が開示されていることから、法6条2項の適用の余地はなく、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙3の番号1に掲げる部分は、当審査会事務局職員をして確認させたところ、A社、B社、C大学及びD社のホームページに掲載されていることが認められることから、法5条1号ただし

書イに該当し、開示すべきである。

- (3) 別紙2の②は、A社取締役社長及びB社代表取締役の印影である。印影については、書面が真正に作成されたことを示す認証的機能を有するものであると認められ、これを公にすることにより、書面が偽造され悪用されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。
- (4) 別紙2の③には、平成25年度特定事業に係る具体的かつ詳細な実施方法、実施計画、実施体制等が記載されており、参加法人等の業務上のノウハウ等の内部情報であると認められる。

当該部分のうち、別紙3の番号2に掲げる部分を除く部分については、これを公にすると、当該法人の業務上のノウハウ等が競業他社等に模倣されるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、当該部分のうち、別紙3の番号2に掲げる部分は、文書7において既に開示されており、これを公にしたとしても、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

- (5) 別紙2の④は、B社、D社及びA社の特定年度の決算報告書の内容である。

当該部分のうち、別紙3の番号3に掲げる部分を除く部分については、これを公にすると、当該法人の財務状況や経営方針等が明らかになり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるため、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、当該3社は、会社法2条6項の資本金5億円以上又は負債200億円以上の大会社に該当しない株式会社であることから、同法440条1項の規定により貸借対照表の公告が義務づけられている。当審査会事務局職員をして、各社のホームページを確認させたところ、貸借対照表について電子公告がなされていないことから、同法939条1項1号により官報又は2号により日刊新聞紙への掲載がなされるべきものであり、その内容は、同法440条2項により、貸借対照表の要旨であったと考えられる。別紙3の番号3に掲げる部分は、会計計算規則137条に定められた貸借対照表の要旨の項目及びその金額であって、既に公開された情報であり、これを公にしたとしても、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれが

あるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、開示すべきである。

- (6) 別紙2の⑤は、D社の金融機関口座に関する情報である。当該情報は、法人に関する情報であって、これを公にすると、口座番号等が不正に利用されるおそれがある等、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。
- (7) 文書10ないし文書12及び文書16は、特定事業の平成26年度契約が締結に至らなかった経緯に関する文書である。

別紙2の⑥は、北海道経済産業局が発出した文書の宛先、件名及び内容、当該文書に対する回答文書、北海道経済産業局が作成したメモの内容である。

このうち、別紙3の番号4に掲げる部分を除く部分は、発出先及び平成25年度特定事業の研究機関に関する企業の情報等が記載されており、これを公にすると、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

しかしながら、別紙3の番号4に掲げる部分には、文書番号及び日付が記載されているが、文書10の1枚目において既に開示されており、これを公にしたとしても、当該法人の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められないことから、法5条2号イに該当せず、別紙3の番号4に掲げる部分については開示すべきである。

### 3 付言

処分庁が原処分において不開示とした部分は、内容及び当該箇所が示されておらず、諮問庁の理由説明書においても不開示とした部分の当該箇所が明確に示されているとはいいい難く、その結果、不開示部分、ひいては不開示理由が不明確なものとなっているといわざるを得ない。

処分庁及び諮問庁においては、今後の開示請求への対応及び諮問後の説明に当たっては、開示・不開示部分に係る説明が不明確・不十分との指摘を受けることのないよう、適切な対応が望まれる。

### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び2号イに該当するとして不開示とした決定については、別紙3に掲げる部分は同条1号及び2号イのいずれにも該当せず、開示すべきであるが、その

余の部分は同条 1 号及び 2 号イに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第 2 部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙 1 (本件対象文書)

- 文書 1 事業提案書一式
- 文書 2 採択通知
- 文書 3 委託契約締結起案一式
- 文書 4 委託契約書一式
- 文書 5 計画変更承認申請書一式
- 文書 6 委員会資料一式
- 文書 7 成果報告書一式
- 文書 8 委託業務完了報告書一式
- 文書 9 印刷物基準実績報告書一式
- 文書 1 0 支出負担行為担当官名の文書発出起案一式
- 文書 1 1 支出負担行為担当官名の文書
- 文書 1 2 総務企画部長宛ての文書一式
- 文書 1 3 実績報告書一式
- 文書 1 4 チェックリスト一式
- 文書 1 5 清算払請求書
- 文書 1 6 経緯に関するメモ一式

別紙 2 (不開示部分)

不開示とした部分			
文書 1	1 枚目	A 社の代表者の電話番号, F A X 番号及びメールアドレス並びに連絡担当者の所属役職・氏名, 電話番号, F A X 番号及びメールアドレス 総括研究代表者の電話番号, F A X 番号, メールアドレス及び e - R a d 研究者番号 副総括研究代表者の氏名 (フリガナ), 電話番号, F A X 番号及びメールアドレス	①
		A 社取締役社長の印影	②
	2 枚目	B 社及び D 社の電話番号, F A X 番号及びメールアドレス C 大学の代表者氏名, 所在地, 連絡先担当者氏名, 電話番号, F A X 番号及びメールアドレス	①
	3 枚目	アドバイザーに関する情報	③
	1 2 枚目及び 1 3 枚目	所属機関 (氏名・役職) 及び研究に関する経歴に係る部分	①
	5 枚目ないし 1 4 枚目	研究開発内容等説明書及び研究開発スケジュール (所属機関及び研究に関する経歴に係る部分を除く) の一部	③
	1 8 枚目ないし 2 0 枚目	研究開発成果に係る製品等の事業化計画説明書の一部	
	2 1 枚目, 2 3 枚目及び 2 4 枚目	参加機関の主な出資者に関する情報, 財務状況の実績及びコメントの一部	
	2 7 枚目	類似計画等状況説明書の研究代表者氏名及び本事業との差異	
	3 0 枚目ないし 3 3 枚目	B 社の貸借対照表, 損益計算書, 販売費及び一般管理費内訳書並びに製造原価報告書の内容	④

	36枚目ないし40枚目	D社の貸借対照表，損益計算書，販売費及び一般管理費内訳書並びに株主資本等変動計算書の内容	④
	42枚目ないし46枚目	A社の事業報告，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び個別注記表の内容	
	47枚目	監査役氏名及び印影	①
	48枚目	役員名簿データの一部	③
	55枚目ないし58枚目	平成25年度特定事業の概要の一部	
文書3	55枚目ないし58枚目	研究の目的，実施内容の一部及び実施計画日程の一部	③
	59枚目	副総括研究代表者氏名	①
	60枚目及び61枚目	管理員及び研究員の氏名及び所属・役職の一部 経理担当者及び業務管理者の所属，氏名の一部	
	63枚目，65枚目及び71枚目	労務費の一部	
	63枚目，65枚目，69枚目及び71枚目	事業費の一部	③
	67枚目，68枚目，70枚目及び73枚目	消耗品費の積算基礎欄	
	74枚目	履行体制図の業務の範囲欄	
文書4	1枚目	A社代表取締役の印影	②

	5 1 枚目ないし 5 4 枚目	研究の目的, 実施内容の一部及び実施計画日程の一部	③
	5 5 枚目	副総括研究代表者氏名	①
	5 6 枚目及び 5 7 枚目	管理員及び研究員の氏名及び所属・役職の一部 経理担当者及び業務管理者の所属, 氏名の一部	
	5 9 枚目及び 6 1 枚目	労務費の一部	
	5 9 枚目, 6 1 枚目及び 6 5 枚目	事業費の一部	
	6 3 枚目, 6 4 枚目, 6 6 枚目, 6 7 枚目及び 6 9 枚目	消耗品費の積算基礎欄	③
	7 0 枚目	履行体制図の業務の範囲欄	
文書 5	1 枚目	B 社代表取締役の印影	②
	1 枚目及び 2 枚目	業務の進捗状況及び計画変更の内容・理由	③
	3 枚目	労務費の一部	①
事業費の一部		③	
文書 6	1 枚目	右上のメモ	①
	2 枚目, 3 枚目, 7 枚目及び 1 2 枚目	C 大学准教授氏名 研究員及び事務局の氏名, 所属及び役職	
	1 0 枚目	B 社代表取締役のメールアドレス	
	4 枚目, 5 枚目, 8 枚目, 9 枚目及び 1 1 枚目ないし 1	委員会報告資料の一部	③

	7 枚目		
文書 7	2 枚目, 3 枚目, 5 枚目及び 6 枚目 ないし 2 9 枚目	目次の一部, 研究開発の背景, 研究目的及び目標の一部, 成果概要, 本論及び全体総括	③
	4 枚目及び 5 枚目	副総括研究代表者氏名 管理員及び研究員氏名及び所属・役職の一部 A 社連絡窓口の氏名, 電話番号, F A X 番号及びメールアドレス 総括研究代表者の電話番号, F A X 番号及びメールアドレス 副総括研究代表者の氏名, 電話 / F A X 番号及びメールアドレス	①
文書 8 及び文書 9		A 社代表取締役の印影	②
文書 1 0	1 枚目, 2 枚目及び 4 枚目	件名, 伺い文, 施行先, 案文の一部, 契約書の抜粋の一部	⑥
	3 枚目	A 社代表取締役の印影	②
文書 1 1		北海道経済産業局発出文書 (施行者を除く)	⑥
文書 1 2		北海道経済産業局あて文 (宛名を除く)	
文書 1 3	1 枚目及び 6 枚目	A 社及び B 社代表取締役の印影	②
	2 枚目	委託業務の概要	③
	5 枚目	事業費の一部	
	7 枚目ないし 1 1 枚目, 1 3 枚目ないし 1 7 枚目, 1 9 枚目及び 2 0 枚目	消耗品購入一覧	

	3 枚目	A 社及び B 社の研究員名， B 大学准教授名， C 社社員名	①
	4 枚目， 5 枚目及び 18 枚目	労務費の支出内訳の一部	
	6 枚目	労務費積算書の一部	
文書 1 4		確認者氏名及び印影	
文書 1 5		A 社代表取締役の印影	②
		振込先金融機関名等	⑤
文書 1 6		経緯メモの内容	⑥

文書 7 については，表紙を 1 枚目とし， 1 頁を 2 枚目， 2 頁を 3 枚目（以下同様）とする。

別紙 3 (開示すべき部分)

1.

(1) 文書 1 の 1 枚目

5. A社の代表者及び連絡担当者の電話番号及びFAX番号

(2) 文書 1 の 2 枚目

9. 研究実施機関のB社の電話番号及びFAX番号, C大学の所在地,  
D社の電話番号及びFAX番号

(3) 文書 7 の 5 枚目

A社連絡窓口の電話番号及びFAX番号, 総括研究代表者の電話番号及  
びFAX番号

2. 文書 1 3

2枚目の委託業務の概要の1行目から6行目まで

3. 文書 1

(1) 30枚目 (B社貸借対照表)

以下の科目名及びその金額

「資産の部」における「流動資産」, 「固定資産」及び「資産の部合計」

「負債の部」における「流動負債」及び「負債の部合計」

「純資産の部」

「純資産の部」における「株主資本」, 「資本金」, 「資本剰余金」, 「資本  
準備金」, 「利益剰余金」, 「その他利益剰余金」及び「純資産の部合計」

「負債及び純資産の部合計」

(2) 31枚目 (B社損益計算書)

「当期純損失金額」及びその金額

(3) 36枚目 (D社貸借対照表)

1行目, 2行目, 9行目, 10行目, 22行目ないし25行目, 30行  
目, 31行目及び33行目ないし37行目

(4) 37枚目 (D社貸借対照表)

1行目ないし5行目及び7行目ないし11行目

(5) 38枚目 (D社損益計算書)

「当期純利益金額」及びその金額

(6) 40枚目 (D社株主資本等変動計算書)

「資本金」及びその「当期末残高」と金額

「資本剰余金」

「資本準備金」及びその「当期末残高」と金額

「資本剰余金合計」及びその「当期末残高」と金額

「利益剰余金」及び「その他利益剰余金」

- 「利益剰余金合計」及びその「当期末残高」と金額
- 「株主資本合計」及びその「当期末残高」と金額
- 「純資産の部合計」及びその「当期末残高」と金額
- (7) 4 4 枚目 (A社貸借対照表)
  - 以下の科目名及びその金額
  - 「資産の部」における「流動資産」, 「固定資産」, 「繰延資産」及び「資産の部合計」
  - 「負債の部」における「流動負債」, 「固定負債」及び「負債の部合計」
  - 「純資産の部」
  - 「純資産の部」における「株主資本」, 「資本金」, 「利益剰余金」, 「その他利益剰余金」及び「純資産の部合計」
  - 「負債・純資産の部合計」
- (8) 4 5 枚目 (A社損益計算書)
  - 「当期純利益」及びその金額
- (9) 4 6 枚目 (A社株主資本等変動計算書)
  - 「資本金」, 「利益剰余金合計」, 「株主資本合計」及び「純資産合計」における「当期純利益」欄及び「当期末残高」欄

4.

- (1) 文書10の2枚目の2行目及び3行目
- (2) 文書11の1行目及び2行目